

請 願 文 書 表

受 理 番 号	第 1 2 号
受 理 年 月 日	平成 2 4 年 6 月 4 日
件 名	境野水処理センターと相生3丁目から4丁目にまたがる最終処分場に関わる放射性廃棄物の焼却中止と撤去を求める請願
請願者の住所 及 び 氏 名	匿 名
請 願 の 要 旨	東京電力福島第一原発事故による放射性物質の拡散により、桐生市は放射能汚染地域となった。福島第一原発の事故以降、桐生市で焼却処分された焼却灰や汚泥には高濃度の放射性物質が検出されている。放射性物質を含んだゴミや汚泥は新里清掃センターおよび境野水処理センターで焼却され、これらの焼却灰、汚泥焼却灰は、新里清掃センターの処分場、また相生3丁目～4丁目の最終処分場に運びこまれているが、これらの施設は、放射性廃棄物を焼却、処分する施設ではない。 廃棄物処理法は、その第二条で、「放射性物質およびそれによって汚染されたもの」は廃棄物から除く、と規定しており、少しでも放射能を含むものは、市町村のごみ焼却炉で燃すことはできない。それをよく知る立場にある亀山豊文市長が、放射性物質を含む焼却灰および汚泥を住民に許可なく焼却、処分していることに強く抗議し、私たち住民の安全が確保されるまで焼却をやめ、放射性廃棄物を直ちに撤去することを求める。また、私たち住民は、この件につき、主権者として実態を知り、かつ解決に対し、行政と共同する権利があるところから、市長及び担当部局と、恒常的に意見交換できるよう、話し合いの場を設定することを求める。 以上の主旨に基づき、下記の事項について請願する。 記 1 境野水処理センターにおける放射性物質を含んだ汚泥の焼却を直ちに中止し、相生3丁目から4丁目にまたがる最終処分場に置かれている放射性物質を含む焼却灰および放射性物質を含む汚泥を直ちに撤去すること。 2 市長及び担当部局と恒常的に意見交換する話し合いの場を設定すること。
紹 介 議 員	庭山 由紀
付 託 委 員 会	経済建設委員会
審 査 結 果	